

内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)	江崎 鉄磨 様
財務大臣	麻生 太郎 様
消費者庁長官	岡村 和美 様
内閣府消費者委員会委員長	河上 正二 様

2017年8月8日  
全大阪消費者団体連絡会  
事務局長 飯田秀男

〒540-0026 大阪府中央区本町2丁目1-19-430

### 地方消費者行政のさらなる充実・強化を求める意見書

地方自治体における消費者行政の充実・強化を図るため、2009年度以降、消費者庁における、「地方消費者行政活性化基金」や「地方消費者行政推進交付金」の措置が講じられてきました。それによって、地方自治体の消費者相談窓口の整備、消費者教育の推進等が行われ、地方消費者行政の充実・強化が図られてきました。

ところが、「地方消費者行政推進交付金」による国の支援は原則2017年度までとされており、今後の手当の行方について各方面に不安が広がっています。

全大阪消費者団体連絡会は、引き続き、地方消費者行政を充実・強化する必要があるとの認識に立ち、以下の意見を申し述べます。

#### 1. 地方消費者行政推進交付金の継続と適用対象の拡大を求めます

「地方消費者行政活性化基金」や「地方消費者行政推進交付金」が措置され、地方自治体の消費者行政は充実・強化が図られてきましたが、消費生活相談体制の整備や高齢者見守りネットワークの構築、法執行体制等の取組みには、自治体間の格差があります。自治体の自主財源措置に任せるだけでは、自治体の消費者行政の底上げや充実・強化は見えない状況にあり、国の財政措置による支援が不可欠です。

しかし、現行の「地方消費者行政推進交付金」は、事業ごとに活用期限が設定されていること、新規事業を開始できるのが2017年度までと限定されていること、交付金の活用が最長2027年度までとされていることなどの制約があります。

このままでは、次々と新たな問題が生じている消費者被害の現場に対応できなくなるばかりか、日々の業務の継続・維持にも支障をきたし、地方消費者行

政が後退するおそれがあります。

「地方消費者行政推進交付金」に係る、上記のような制約の見直しを図るとともに、「地方消費者行政推進交付金」を当面の間継続することを求めます。

## 2. 消費者行政費用に対する国の恒久的な財政措置を求めます

地方自治体が消費者相談を受け、相談情報を PIO-NET に登録したり、重大事故情報を消費者庁に通知したり、悪質業者に対する行政処分を行うことの効果は、その地域の消費者のみならず、国が行う制度改革や法執行・情報提供などを通じて国民全体に及び、国の消費者行政と一体不可分のものです。

この点にかんがみれば、地方自治体の上記の事務に対する国の恒久的な財政措置があつてしかるべきです。

地方自治体と国の消費者行政を相互に補完する事務であつて、全国的な水準を確保する必要がある事項については、地方財政法第 10 条（「国が、その経費の全部又は一部を負担する」とされている事務）の適用対象に加えて、その一部分を国が持続的・恒久的に財政負担する仕組みとすることを求めます。

## 3. 地方消費者行政職員の増員と資質向上の対策を求めます

経済や社会のグローバル化や規制緩和の推進、地域社会のつながりの弱体化、情報化社会や高齢化社会の進展を受け、消費者被害は減ることはなく、解決困難な事案や既存の枠組みでは解決が図れない事案が増えてきています。

このような中、法執行体制の整備、地域の関係諸団体と連携した見守りネットワークの推進、消費者教育の推進などの取り組みが求められています。

しかし、消費者庁創設以降も、地方自治体の消費者行政担当職員はほとんど増えておらず、多くの市町村においては兼任状態が常態化して、その役割が十分に果たせていないのが実情です。

そのため、地方自治体の消費者行政担当職員の増員を牽引し、その資質向上のために研修制度を充実・強化するなど、地方自治体の消費者行政体制の充実・強化に向けた施策を講じることを国に求めます。

以上